

〇ぎ装員事務所における出納官吏等の設置及び経費の所掌について（通達）

昭和42年10月7日
海幕経第4796号

改正 昭和50年12月13日 海幕経第5424号

昭和63年12月15日 海幕総第6503号

平成13年1月6日 海幕経第21号

平成18年3月27日 海幕経第1988号

平成19年1月9日 海幕経第9号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、下記のとおり定めたから通達する。

なお、ぎ装員及びぎ装員予定者に要する経費所掌のため収入官吏、分任資金前渡官吏及び出納員の設置に関する通達（海幕経経第437号。34.7.19）は、廃止する。

記

- 1 ぎ装員事務所に設置する出納官吏、出納員、分任歳入徴収官等、特定分任歳入徴収官等及び契約担当官等は、別表に示す基準により任命するものとする。
- 2 ぎ装員事務所に要する経費を所掌する分任資金前渡官吏は、次のとおりとする。
 - (1) ぎ装員事務所に分任資金前渡官吏がおかれた場合は、当該分任資金前渡官吏
 - (2) 前号以外の場合は、当該ぎ装員事務所の最寄りの基地隊、又は基地業務隊におかれた分任資金前渡官吏
- 3 出納官吏及び出納員の任命手続等
 - (1) 分任資金前渡官吏の設置
ぎ装員長は、分任資金前渡官吏を設置する必要を認めるときは、海上自衛隊出納官吏等配置任命規則（昭和32年海上自衛隊達第53号）第6条第2項の規定に基づき、海上幕僚長に上申（別紙様式第1による。）するものとする。
 - (2) 出納員の設置
ぎ装員長は、出納員を設置しようとするときは、当該ぎ装員事務所の経費を所掌する分任資金前渡官吏がおかれている部隊の長を経由して、当該部隊を統括する地方総監に上申（別紙様式第2による。）するものとする。
 - (3) 分任歳入徴収官等及び特定分任歳入徴収官等の設置
分任歳入徴収官等及び特定分任歳入徴収官等の任命手続は、第1号に定める分任資金前渡官吏設置の上申に基づき、海上幕僚監部において行う。
 - (4) 収入官吏及び契約担当官の任命
分任資金前渡官吏を任命された者は、同日付をもつて、収入官吏及び契約担当官を任命されたものとする。
- 4 前項の規定により任命された分任資金前渡官吏は、海上自衛隊出納官吏等事務取扱要領（海幕経第1413号34.3.21）第12第3項の規定に基づき、その資格及び官職、氏名を明示した印鑑票の作成手続を行うものとする。

添付書類：（1）別表

（2）別紙様式第1・別紙様式第2

別 表

ぎ装員事務所における出納官吏等の設置基準

出納官吏等の種別	設 置 条 件	所 掌 事 項 等
分任資金前渡官吏	当該ぎ装員事務所に補給長予定者が配員され、ぎ装員の人員が相当数に達した場合に設置するものとし、補給長予定者をもつてこれに充てる。	<p>当該ぎ装員の属する地方隊の総監部資金前渡官吏に所属し、次に掲げる経費の支払を行う。</p> <p>(1) ぎ装員の給与及び旅費等</p> <p>(2) ぎ装員事務所に要する経費（ただし、造船所側で負担することとされている経費を除く。）</p> <p>(3) その他海幕総務部長指定する経費</p>
出 納 員	当該ぎ装員事務所に補給長予定者の発令がない場合又は発令されているが、分任資金前渡官吏の設置条件が満たされない場合に設置するものとし、ぎ装員長若しくは補給長予定者をもつてこれに充てる。	当該ぎ装員事務所の最寄りの部隊におかれている分任資金前渡官吏に所属し、当該分任資金前渡官吏から交付された現金の出納を行う。
分任歳入徴収官等及び特定分任歳入徴収官等	当該ぎ装員事務所に分任資金前渡官吏が設置された場合に設置する。	当該ぎ装員の属する地方隊におかれた主任歳入徴収官等に所属し、当該ぎ装員事務所に係る歳入金債権（俸給等から控除するものに限る。）及び前渡資金に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務を行う。
収入官吏	同	防衛省主管一般会計の歳入金の収納を行う。
契約担当官	同	当該ぎ装員事務所の所掌業務に係る契約業務を行う。

海上幕僚長 殿

ぎ装員長階級氏名 ㊟

分任資金前渡官吏の任命について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

分任資金前渡官吏予定者の階級・氏名	希望する設置予定日及び廃止予定日	預託先日本銀行支店又は代理店名

（注：上申文書の写を所属地方総監に送付すること。）

地方総監 殿

ぎ装員長階級氏名 ㊟

出納員の任命について（上申）

標記について下記のとおり上申する。

記

所属分任資金前渡官吏名	出納員予定者の階級、氏名	希望する設置予定日及び廃止予定日